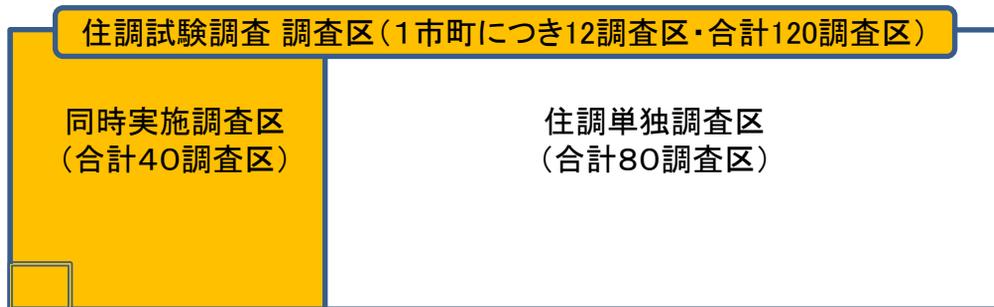


同時実施に係る調査対象等イメージ(案)

※住調:住宅・土地統計調査、住総:住生活総合調査

○調査対象調査区

- ・ 5都府県10市町、1市町につき12調査区、合計120調査区において試験調査を実施する。
- ・ 120調査区のうち、1/3に当たる40調査区を住総試験調査との同時実施調査区とする。



○調査対象住戸

- ・ 同時実施調査区内における対象住戸の抽出(市町統計主管課による)は以下のとおり行う。



※よって、同時実施調査区内の17住戸には、以下のとおり調査票を配布する(空き家を除く)。

- ・ 住調の調査票甲と住総調査票の両方を同時に配布する住戸:12住戸
- ・ 住調の調査票甲のみを配布する住戸:5住戸(17住戸-12住戸)

(両試験調査の調査員として都府県知事が任命した調査員が配り分け。また1調査員が同時実施調査区と住調単独調査区の受け持つことはない。)

○配布調査票ごとの住戸数(全体)

- ① 住調の調査票甲+住総調査票の両方を同時に配布する住戸:480住戸(40調査区×12住戸)
- ② 住調の調査票甲のみを配布する住戸:200住戸(40調査区×5住戸)
- ③ 住調の調査票乙のみを配布する住戸(住調単独調査区のみ):1,360住戸(80調査区×17住戸)

⇒ 上記の①～③における調査票回収、記入状況等を比較・分析し、平成25年の本調査同時実施の検討に資する。

※ 事務の概略は別添の「(参考)試験調査の同時実施に係る事務概略フロー(案)」のとおり。

(参考) 試験調査の同時実施に係る事務概略フロー (案)

